

E i w a N e w s

インボイス制度の負担軽減措置(案)について

令和5年2月
(No. 211)

令和5年1月20日に財務省から「インボイス制度の負担軽減措置(案)のよくある質問とその回答」が公表されましたので、ご紹介します。

当該負担軽減措置については、本誌No. 210でもその要旨をご紹介していますので、あわせて確認をお願いいたします。

[1] 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)

(1) 概要

適用対象者は、一定期間、納付税額を以下の算式で計算することができます。

$$\text{納付税額(2割納付)} = \text{売上に係る消費税額} - \text{売上に係る消費税額} \times 80\%$$

(2) 適用対象者

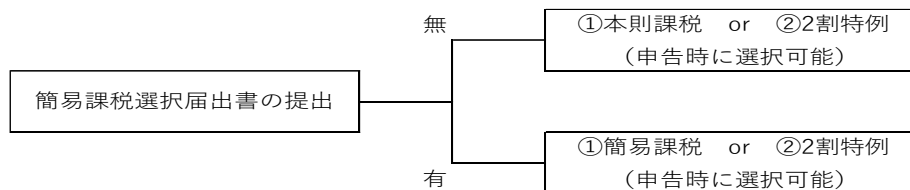
インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった者
インボイス発行事業者であることが要件のため、課税事業者ではあるがインボイス発行事業者の登録を受けていない者については、2割特例の適用ができません。

(3) 適用するための手続き **【届出不要】**

消費税の確定申告書に、2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用が可能です。

(4) 選択適用

2割特例には簡易課税制度のような継続適用の要件はなく、申告ごとに選択が可能です。
また、申告にあたり、下図の①と②を両方計算する必要はありません。



[2] 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置(少額特例)

(1) 概要

適用対象者は、一定期間の税込1万円未満の課税仕入れについては、帳簿の保存のみで仕入税額控除を適用することができます。

(2) 適用対象者

基準期間(前々年又は前々期)における課税売上高が1億円以下又は特定期間(※)における課税売上高が5千万円以下の事業者

(※) 個人事業者 : 前年1月1日から6月30日までの期間

法人 : 前事業年度開始の日以後6月の期間

なお、特定期間による納税義務判定の際には、「特定期間における課税売上高」を「特定期間における給与支払額」に代えて判定できますが、少額特例においては給与支払額を判定に用いることはできません。

つまり、特定期間における課税売上高が5千万円を超えている場合において、給与支払額が5千万円以下であったとしても、少額特例は適用できないこととなります。

(3) 対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日に行う課税仕入れが対象となるため、令和11年10月1日以後に行う課税仕入れは、課税期間の中途であっても少額特例の適用はできません。

(4) 税込1万円を判定する際の取引単位

課税仕入れに係る1商品ごとの金額により判定するのではなく、一回の取引の合計額が1万円未満であるかどうかで判定をします。

つまり、1万円未満の商品を同時に複数購入し、合計1万円以上となった場合は少額特例の適用はできません。

[3] 少額な返還インボイスの交付義務免除

(1) 概要

値引き等の金額が税込1万円未満である場合は、返還インボイスの交付義務が免除されます。

(2) 適用対象者

全ての事業者が対象

(3) 売り手が振込手数料を負担する場合

振込手数料相当額を売上値引きとして会計処理している場合には、返還インボイスの交付義務が免除されます。

(4) 上記(3)を支払手数料として会計処理する場合

課税仕入れに該当するため、そもそも返還インボイスの交付は必要ありませんが、仕入税額控除を行うには、金融機関や取引先からのインボイスが必要となります。

なお、要件を満たせば、[2]の少額特例の対象となります。

(5) 上記(4)の場合において、消費税計算上は売上値引きとして取り扱うことの可否について

消費税計算上、売上値引きとして取り扱うことは可能ですが、帳簿に対価の返還等に係る事項(※)の記載し、保存等をする必要があります。

(※) 帳簿上、支払手数料として処理していたとしても、当該支払手数料を対価の返還等として取り扱うことが要件設定やコード表、消費税申告の際に作成する帳票等により明らかであれば問題ありません。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願ひ申し上げます。